

## 平成28年門真市教育委員会第3回定例会

開催日時 平成28年3月25日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について)
- 日程第4 承認第3号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成28年度教育費等補正予算の見積り申出について)
- 日程第5 承認第4号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成28年度門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)
- 日程第6 承認第5号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市立学校管理職人事について)
- 日程第7 議案第13号 門真市在日外国人教育基本方針の改訂について
- 日程第8 議案第14号 門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の制定について
- 日程第9 議案第15号 門真市放課後児童クラブ条例施行規則等の一部改正について
- 日程第10 議案第16号 門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の一部改正について
- 日程第11 議案第17号 門真市奨学条例施行規則の一部改正について
- 日程第12 議案第18号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則の一部改正について
- 日程第13 議案第19号 門真市教育委員会公印規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について
- 日程第14 議案第20号 門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
- 日程第15 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

出席委員

教育長	三宅 奎介
教育長職務代理者	長澤 信之
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
委員	土川 好子

事務局出席職員

教育次長	稲毛 雅夫
学校教育部長	藤井 良一
学校教育部次長	山口 勘治郎
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	三村 泰久
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事	高山 拓也
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	杉井 信夫
生涯学習部長	柴田 昌彦
生涯学習部次長	岡 一十志
生涯学習部生涯学習課長補佐	東田 正崇
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美
こども未来部長	河合 敏和
こども未来部次長	南野 晃久
こども未来部こども政策課長	山 敬史
こども未来部子育て支援課長	三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長	宮下 勝仁
こども未来部 こども発達支援センター	上松 岳史

三宅教育長                      開会宣告                      午後2時

日程第1                              会議録署名委員の指名

三宅教育長より    桜井 智恵子    委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

承認第 2 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成27年度教育費等補正予算の見積り申出について)

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたしますのでございます。

まず、歳出からご説明いたします。

議案書 4 ページからをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費・目：児童福祉総務費 1 億764万 9 千円の追加は、沖小学校放課後児童クラブ室改修工事について、国の補助金を有利に活用するため、28年度事業を27年度に前倒しすることに伴うものであります。

次に、目：保育園費50万 4 千円の追加は、公立保育所における事故防止対策のための防犯カメラについて、国の補助金の交付が決定されたことから計上しております。

次に、款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費 7 億5, 853万 6 千円の追加は、沖小学校校舎等大規模改造二期工事の実施に伴い、国の補助金を有利に活用するため、28年度事業を27年度に前倒しすることに伴うものであります。

次に、項：保健体育費・目：体育施設費 2 億2, 075万 9 千円の追加は、(仮称)市立総合体育館建設工事において国の補助金を有利に活用するとともに、28年度実施事業の一部を27年度に前倒しするためのものであります。

次に、歳入であります。

議案書 2 ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：民生費国庫補助金22万 5 千円の追加は、公立保育所における事故防止対策等のための防犯カメラの購入における保育対策総合支援事業費補助金の交付決

定に伴い、計上しております。

次に、目：教育費国庫補助金 2 億9,295万円の追加は、沖小学校校舎等大規模改造二期工事における学校施設環境改善交付金及び（仮称）市立総合体育館建設事業の増額に伴う社会資本整備総合交付金の追加分を計上しております。

次に、款：繰入金・項：基金繰入金・目：まちづくり整備基金繰入金 6 万 4 千円の追加は、（仮称）市立総合体育館建設事業の増額に伴うまちづくり整備基金繰入金を計上いたしております。

次に、款：市債・項：市債・目：民生債 1 億760万円の追加は、沖小学校放課後児童クラブ室改修工事に対する社会福祉施設整備事業債を追加、目：教育債 6 億7,260万円の追加は、沖小学校校舎等大規模改造二期工事に対する学校施設整備事業債を追加、（仮称）市立総合体育館建設事業に対する一般事業債の減額、及び住宅市街地総合整備事業債の追加をそれぞれ計上いたしております。

次に、繰越明許費であります。

議案書 7 ページをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費・放課後児童クラブ運営事業 1 億764万 9 千円、公立保育所運営事業50万 4 千円、款：教育費・項：小学校費・小学校施設整備事業 7 億5,853万 6 千円、項：保健体育費（仮称）市立総合体育館建設事業 1 億2,031万 3 千円をそれぞれ28年度に予算の繰り越し手続きをするものです。

次に、地方債補正の変更であります。

議案書 8 ページをご覧ください。

まず、（仮称）市立総合体育館建設事業の進捗状況により公共施設整備事業債 1 億6,510万円の減額、沖小学校児童クラブ室改修工事等に伴い、社会福祉施設整備事業債 1 億760万円の追加、（仮称）市立総合体育館建設工事の進捗状況により住宅市街地総合整備事業債 1 億5,620万円の追加、沖小学校校舎等大規模改造二期工事に伴い、学校教育施設等整備事業債 6 億8,150万円を追加するため、それぞれ地方債表を変更するものです。

[全委員異議なく、承認]

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

議案書11ページからをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費・目：児童福祉総務費 1億764万9千円の減額は、沖小学校校舎等大規模改造二期工事に伴い実施する放課後児童クラブ室改修工事について、国の補助金を有利に活用するため、28年度事業を27年度事業に前倒しするものであります。

次に、款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費 7億5,853万6千円の減額は、沖小学校校舎等大規模改造二期工事の実施に伴い、国の補助金を有利に活用するため、28年度事業を27年度事業に前倒しするものであります。

次に、款：教育費・項：保健体育費・目：体育施設費 2億4,576万円の減額は、(仮称)市立総合体育館建設工事の一部について、28年度事業の一部を27年度に前倒ししたことに伴い、減額分を計上いたしております。

次に、歳入であります。

議案書10ページをご覧ください。

款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金 3億784万円の減額は、沖小学校校舎等大規模改造事業及び(仮称)市立総合体育館建設事業を27年度に前倒ししたことによるものであります。

次に、款：繰入金・項：基金繰入金・目：まちづくり整備基金繰入金 2万4千円の追加は、(仮称)市立総合体育館建設工事事業の進捗状況に伴い、まちづくり整備基金繰入金を計上いたしております。

次に、款：市債・項：市債・目：民生債8,610万円の減額は、沖小学校放課後児童クラブ室改修工事について27年度の国の補正予算の活用に伴い減額するものであります。

次に、目：教育債 6億8,250万円の減額は、沖小学校校舎等大規模改造二期工事に対する学校施設整備事業債及び(仮称)市立総

合体育館建設事業に対する住宅市街地総合整備事業債をそれぞれ27年度に事業を前倒ししたことに伴い減額するものであります。

次に、地方債補正の変更であります。

議案書13ページをご覧ください。

まず、沖小学校放課後児童クラブ室改修工事等について27年度の国の補正予算の活用に伴い社会福祉施設整備事業債8,610万円の減額、(仮称)市立総合体育館建設工事の進捗状況に伴い、住宅市街地総合整備事業債590万円の減額、沖小学校校舎等大規模改造二期工事について27年度の国の補正予算の活用に伴い、学校教育施設等整備事業債6億7,660万円の減額をするため、それぞれ地方債表を変更するものであります。

[全委員異議なく、承認]

## 日程第5

### 承認第4号 臨時代理による事務処理の承認について

(平成28年度門真市少人数学級編成の実施に係る任期付市費負担教員の任用について)

説明者 高山学校教育課参事

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたします。

議案書15ページをご覧ください。

28年度の配置校は、小学校は二島小学校、五月田小学校、砂子小学校、門真みらい小学校の4校、中学校は第二中学校、第三中学校、第四中学校、門真はすはな中学校の4校でございます。

配置教員は一覧のとおりでございます。

磯和委員： 35人学級をするために、門真市独自で予算を組んで何年間かしてきたわけですが、それについての、例えばあまり効果がなかったとか、逆に今全部の学年をカバーできていなので、こんなにいいのであればもっとしようではないかとか、事業をしてどうだったかを知りたいです。現場の先生方或いは子どもたちの感想というか、市費を投入している事業について、どういう評価が得られ

ているかというのを教えていただきたい。

高山学校教育課参事： 各学校の校長にヒアリングを行ったり、又学校の教員にアンケートを取っておりまして、その中から挙がってくる声としましては、少人数できめ細かく教えることができるので、その辺りで子どもたちは、非常に落ち着いて学習に取り組んでいるという声を聞いております。

磯和委員： 非常に事業としては良いと思います。予算的なこともあるかと思いますが、本当に良いのであれば、できればもっと、学年を広げていくというのも、また要望としてできるかなと思います。頑張ってください。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第 6

承認第 5 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(平成28年度門真市立学校管理職人事について)  
説明者 藤井学校教育部長

教育委員会会議の議決を得た上で、すべきところではありますが、緊急やむなく、教育長が本事務を臨時に代理いたした関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いするものであります。

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

#### 日程第 7

議案第13号 門真市在日外国人教育基本方針の改訂について  
説明者 三村学校教育課長

議案書19ページをお願いします。

今回の改訂につきましては、4年7月17日に制定された門真市外国人教育基本方針の内容を変更するものであります。

制定当時は主に在日韓国・朝鮮人が中心であった本市における

在日外国人児童・生徒の状況が昨今大きく変化し、現状ではアジア・欧米諸国等につながりを持つ児童・生徒の在籍が増加している状況にあります。こうした状況の変化と現状に対応した教育指針を確立し、実践を推進するため、今回、門真市在日外国人教育基本方針の内容を改訂するものであります。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第 8

議案第14号 門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則の制定について  
説明者 高山学校教育課参事

議案書22ページからでございます。

本規則を制定する理由についてですが、26年5月14日に公布された改正地方公務員法において、職員の退職管理が新たに設けられ、28年4月1日に施行されることとなります。概要としましては、元職員による働きかけの規制、違反者に対する監視、地方公務員法の講ずる措置、再就職情報の届出等となっており、各自治体において条例や規則制定が必要となります。

府費負担教職員に関する退職管理につきましては、関係法令の定めにより、任命権者である府教委ではなく、市教委が行うこととなっており、「門真市職員の退職管理に関する条例」に基づき、本規則を制定するものです。

今回の地方公務員法改正により、4月以降に退職する全ての公務員が対象となりますが、営利企業への就職自体を規制するものではなく、再就職後の2年間は、退職前の組織に対して契約事務等の働きかけを行ってはならないということになります。

本規則を制定することで、公務員の中でも、管理職であった職員（つまり府費負担教職員においては校長、教頭）は、再就職先を市教育委員会へ届け出て頂くこととなり、働きかけ規制の円滑な実施及び市民への説明責任を果たすことにつながると考えております。

制定の内容といたしましては、23ページからでございます。

まず、第1条では、本規則の趣旨を定めております。

第2条では、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行

期間の組織等の役職員に類するものを定めています。

第3条では、子法人について定めております。

第4条では、退職手当通算法人について定めております。

第5条では、退職手当通算予定職員について定めております。

第6条では、地方公共団体等の事務または事業と密接な関連を有する業務について定めております。

第7条では行政庁等への権利行使等に類する場合について定めております。

第8条では、再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合について定めております。

第9条では、再就職者による依頼等の承認の手続きについて定めております。

第10条では、部長または課長に相当する職について定めていません。府費負担教職員につきましては、校長と教頭の職にあるものを対象として規定しております。

第11条では、部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者について定めております。

第12条では、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者について定めております。

第13条では、部長又は課長に相当する職について定めております。

第14条では、部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者について定めております。

第15条では、管理又は監督の地位にある職員の職について定めております。

第16条では、委員会への再就職の届出を要しない場合について定めております。

第17条では、委員会への再就職の届出について定めております。

長澤教育長職務代理者： 申請書があるということは、許可書の様式等が必要ではないかと思うのですが、その辺りはどうですか。

高山学校教育課参事： 届出制になっておりまして、承認であったり、許可ということはないことから、許可の様式は定められておりません。

長澤教育長職務代理者： 様式そのもので、承認申請書となっています。届出書ではなくて。届出であればいいと思うのですが、承認申請書、様式第1号のタイトルを変えないといけないのではないですか。

承認は誰がするのですか。教育委員会宛になっていますから、教育委員会がするのでしょうか、どのような場合に許可するのか教えていただきたい。

国の法案ですよね、それで門真市の制度、それから教育委員会と下りてきていますよね、この一連の流れの中でできているのは理解できるのですが、天下り先が国民真意の理解を得られない場合もあるのではないかと考えております。

内容的には分かりますので、届出と承認の部分を、はっきりさせておいた方がいいのではないかと思います。

高山学校教育課参事： 様式第1号の、再就職者依頼等承認申請書についてでございますが、ご説明申し上げたとおり、再就職後2年間は自分の業務していた職員について、働きかけを行ってはいけないという原則の中で、除外と言いますか、そのような利害関係のない、生じる恐れがないといった場合に限り、この承認を得ることで、働きかけを行うことができるという、除外のためのものとなっております。

こちらについての承認を行ったという様式の必要の有無につきましては、政令、国から下りてきているひな型ですので、これでいけるということで認識しておったのですが、ご指摘いただきましたので確認させていただきたいと思っております。

長澤教育長職務代理者： それで結構です。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第15号 門真市放課後児童クラブ条例施行規則等の一部改正  
について

説明者 山こども政策課長

本件は、行政不服審査法の改正に伴い、「門真市立放課後児童クラブ条例施行規則」をはじめとする4つの規則について、所要の改正を行うものです。

行政不服審査法の改正趣旨としましては、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大 の観点から、「異議申立て」手続きを廃止し、不服申し立ての手続きを「審査請求」に一元化するとともに、審査請求をすることができる期間を現行の60日から3ヶ月に延長するものでございます。

議案書32ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

「門真市立放課後児童クラブ入会不許可通知書」をはじめとするそれぞれの様式の教示文について、「異議申立て」を「審査請求」に、期間の「60日」を「3箇月」とし、「決定のあったことを知った日の翌日から1年を経過すると審査請求ができなくなる」を追加するなど、改正を行うものです。

議案書36ページ以降には、第2条として「門真市教育・保育施設等の利用に関する規則」について、議案書48ページ以降には、第3条として「門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認等及び業務管理体制に係る届出に関する規則」について、議案書54ページ以降には、第4条として「門真市家庭的保育事業等の認可等に関する規則」について、それぞれ同様の改正を行うものです。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第10

議案第16号 門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の一部改正について

説明者 宮下保育幼稚園課長

議案書59ページをご覧ください。

本案につきましては、行政不服審査法の一部改正及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、門真市教育・保育給付に係る支給認定に関する規則の様式を改正し、整備を行うものでございます。

議案書62・63ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、様式第1号「支給認定申請書兼教育・保育施設等利用（利用調整）申請書をマイナンバー法施行に伴い、申請の対象となる児童及び世帯員全員のマイナンバーをご

記入いただく欄を設けるものでございます。

次に、議案書64・65ページの新旧対象表の様式第2号の「支給認定証」及び議案書66・67ページの新旧対象表の様式第3号「支給認定却下通知書」につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、整備を行うものでございます。

なお、施行日は、28年4月1日でございます。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第11

議案第17号 門真市奨学条例施行規則の一部改正について  
説明者 三村学校教育課長

議案書69ページをお願いします。

本件につきましては、行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、奨学金の支給等に関する事務において利用する特定個人情報について規定するにつき、一部改正を行うものです。

70ページの新旧対照表をご覧ください。

現行の規則に、「奨学金の支給等に関する事務において利用する特定個人情報」として第11条を新たに加えております。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第12

議案第18号 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市  
教育委員会規則の一部改正について  
説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに設置する等の附属機関の委員の人数や任期を定める等、所要の改正を行うものでございます。

議案書72ページからをご覧ください。

別表に定める附属機関の内容についてであります。まず、「門真市教育委員会点検・評価検討委員会」につきましては、これまで教育委員会事務局職員を含め、委員会を形成しておりましたが、

学識経験者のご意見を伺うことが主な内容であるため、教育委員会事務局を除き、委員の定数を22人以内から3人以内へと改正するものであります。

次に、「門真市子ども英会話講座事業委託事業者選定委員会」につきましては、28年度から市立公民館、市立文化会館、市民プラザを一括して管理運営する指定管理者が教育委員会から指定する事業として、「子ども英会話講座」を実施するため、事業者を選定する必要がなくなったことから、削除するものです。

次に、門真市教育振興基本計画の理念に基づき、本市の子どもたちの現状を原点に据えながら、今後の施策を効果的に、着実に具体化を図っていくための教育のあり方について調査審議していくために、「門真市魅力ある教育づくり審議会」を、保育所の設置及び家庭的保育事業等の認可、保育所及び児童館の設置者に対する事業の停止命令並びに認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令、家庭的保育事業者等及び放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告について調査審議するため「門真市児童福祉審議会」をそれぞれ新たに設置するものであります。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第13

議案第19号 門真市教育委員会公印規則及び門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正について

説明者 西岡教育総務課長

本件につきましては、門真市立公民館及び門真市立文化会館を28年度から新たに指定管理者が管理運営することから所要の改正を行うものです。

議案書75ページからをご覧ください。

第1条門真市教育委員会公印規則の一部改正及び第2条門真市教育機関等の事務分掌等に関する規則の一部改正では、28年度から市立公民館及び市立文化会館を指定管理者が管理運営することから、それらの施設でこれまで使用していた公印の廃止及び、教育機関等から市立公民館及び市立文化会館を削除するものであります。

なお、附則として、本規則は、28年4月1日から施行するものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第14

議案第20号 門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する規則の一部改正について

説明者 高山学校教育課参事

議案書78ページからでございます。

今回の改正につきましては、「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が一部改正され、府の準則が改正されたことから、それに伴い本規則を改正するものです。

育児を行う府費負担教職員につきましては、勤務時間の割振りを別に定める「早出遅出勤務」を行うことができますが、学校教育法の一部改正により、現行の小・中学校に加え、「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定させることから、関係規定の所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、79ページの新旧対照表の下線部分でございます。

「早出遅出勤務」が可能な職員を第4条の2に定めておりますが、「小学校」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」に改正するものです。

なお、本改正において「特別支援学校の小学部」の文言追加についてですが、これまでも、「特別支援学校の小学部」の子のある職員が子どもを放課後児童クラブへ送迎する場合も、早出遅出勤務対象でしたが、今回の「義務教育学校の前期課程」を文言追加することにより、「特別支援学校」が対象ではないかのように誤認されるおそれがあることから、文言追加についての総務省の考え方が示されたことによるものです。

[全委員異議なく、可決]

日程第15

諸報告

三宅教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 平成27年度補正予算（補助執行分）について  
説明者 西岡教育総務課長

諸報告資料4ページからをご覧ください。

まず、歳出についてであります。

隸：民生費・項：社会福祉費・目：ひとり親家庭医療助成費124万3千円の追加は、ひとり親家庭医療助成費について、当初見込みより医療費が増加したことに伴うものとして計上しております。

次に、項：児童福祉費・目：児童福祉総務費883万7千円の追加は、平成26年度児童虐待防止対策等支援事業費国庫補助金返還金、平成26年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の返還金及び子ども・子育て支援事業システム改修に伴うものとして計上しております。

次に、目：児童措置費1,711万3千円の減額は、平成26年度保育所運営費府費負担金返還金の追加、延長保育事業における利用者数の当初見込みからの減少に伴う減額、保育士等の処遇改善に伴う公定価格の充実、民間保育所の認定こども園移行における整備計画の変更等に伴う保育所入所委託料の追加、施設型給付費の減額及び民間保育所等のICT化推進及び事故防止対策に伴う追加を計上しております。

次に、隸：教育費・項：幼稚園費・目：教育振興費325万1千円の追加は、幼稚園就園奨励費補助金システムの改修に伴い計上しております。

次に、歳入についてであります。

諸報告資料1ページからをご覧ください。

款：分担金及び負担金・項：負担金・目：民生費負担金2,337万8千円の追加は、民間保育所の認定こども園への移行における整備計画の変更等に伴う保育所入所委託事務の追加に伴い保育所個人負担金を計上しております。

次に、款：国庫支出金・項：国庫負担金・目：民生費国庫負担金462万9千円の追加は、児童入所施設措置費等の額の決定による助産施設等委託負担金の追加、民間保育所の認定こども園への移

行における整備計画の変更等に伴う施設型給付負担金の減額及び保育所委託負担金の追加分を計上しております。

次に、項：国庫補助金・目：民生費国庫補助金2万5千円の追加は、延長保育事業の減額に伴う子ども・子育て支援交付金の減額、民間保育所等運営補助事業の歳出の増額に伴う保育対策総合支援事業費補助金の追加、子どものための教育・保育事業補助金の追加、及び幼稚園就園奨励費補助金システムの改修に伴う追加分を計上しております。

次に、款：府支出金・項：府負担金・目：民生費府負担金132万2千円の減額は、児童入所施設措置費等の額の決定に伴う助産施設等委託負担金の追加、民間保育所の認定こども園への移行における整備計画の変更等に伴う施設型給付負担金の減額及び保育所委託負担金の追加分を計上しております。

次に、項：府補助金・目：民生費府補助金1,737万9千円の減額は、ひとり親家庭医療助成の歳出の追加に伴うひとり親家庭医療助成補助金の追加及び子ども・子育て支援事業費補助金の減額分を計上しております。

次に、繰越明許費についてであります。

諸報告資料8ページをご覧ください。

款：民生費・項：児童福祉費・保育所入所等事業640万5千円、民間保育所等運営補助事業2,070万円及び、款：教育費・項：幼稚園費・私立幼稚園就園奨励費補助事業325万1千円をそれぞれ28年度に予算の繰り越し手続きをするものです。

番号2 平成27年度末・28年度当初における教職員人事異動の概要について

説明者 高山学校教育課参事

平成27年度末・28年度当初における教職員人事の概要につきまして、28年3月25日現在の状況からご説明申し上げます。

諸報告資料9ページをご覧ください。

まず、小学校についてであります。

児童数でございますが、27年より292人減となっております。学級数の総数については通常学級が8クラス減となっております。支援学級の増減はございません。

教員基本定数は27年から8人減ですが、加配が3人増で、全体で5人減になっております。

加配関係の内訳ですが、少人数指導加配、外国人対応加配、通級指導については、27年と同数になっております。

児童生徒支援加配については1人の増であり、日本語指導については1人の減になっております。

その他の加配については、小2の35人学級加配については3人増、初任者指導加配は、門真小、上野口小、速見小についております。

次に、小学校の転入についてであります。

新規採用教員については、大阪府教育委員会より養護教諭1人を含む19人の配当がありました。管理職の再任用につきましては、更新で速見小、北巣本小へ、新規として上野口小、沖小、東小へ配置いたしました。

また、市籍指導主事1人を教頭として配置いたします。

教員の市外からの転入については、交野市よりチャレンジ人事交流が1人、四条畷市よりチャレンジ人事交流戻りが1人ございます。

再任用につきましては、実人数は12人配置いたします。よって転入教員の合計は46人でございます。

次に転出でございます。

管理職退職として校長3人、教諭の退職は24人でございます。教諭の退職内訳は、定年が5人、勸奨が2人、普通が2人、再任用15人でございます。定数内の講師の退職が25人となっております。

また、管理職の広域異動により教頭1人が転出、市籍割愛として教諭から2人、養護教諭から1人を研究員として登用いたします。

市外への転出については、豊中市、箕面市、吹田市、交野市、大東市へ各1人ずつ異動します。

よって転出教員の合計は65人でございます。

10ページをご覧ください。中学校についてであります。

生徒数は、27年度より86人減少しており、通常学級で3クラス減であります。

教員数は基本定数で4人減、加配1減により、総数では5人減となっております。

加配関係の内訳ですが、児童生徒支援加配で1増、日本語指導加配で1減、初任者加配で1減です。その他の加配は27年と同数であります。

次に転入についてでございます。

新規採用教員は、府教育委員会より7人の配当がございました。管理職の広域異動としまして、枚方市の教頭から1人異動し、校長に昇任しました。

また、小学校管理職から中学校管理職へ2人の配置換を行いました。

また、再任用教員については実数として9人配置いたします。よって転入教員の合計は19人でございます。

次に転出でございます。管理職退職は校長2人でございます。教諭の退職は、18人でございます。内訳といたしましては、定年が8人、普通退2人、再任用の退職が8人でございます。定数内講師の退職は29人でございます。

市籍割愛により校長から1人教諭から1人を指導主事として登用します。

市外への転出はございません。

よって転入教員の合計は51人でございます。

11ページをご覧ください。その他の職種についてであります。

養護教諭についてでございます。

課題対応加配が引き続き門真はすはな中学校へ1人配置されます。1人を研究員として市籍割愛いたします。

事務職員についてでございます。

加配についてございますが、要準加配として小学校で6人、中学校で6人配置しております。強化対応加配については速見小に新規についております。

栄養教諭につきましては、児童・生徒数の減少により、定数9から定数8へ1減となります。実数では、再任用短時間勤務が2人いることから9人となります。

続きまして、被辞令交付者につきましては、小学校では74人、中学校では39人になっております。

最後に、長期滞留者の異動につきましては、産休・育児休業者を除いては、全員異動となっております。

番号3 市立公民館まつりの結果について

説明者 東田生涯学習課長補佐

諸報告資料の12ページから13ページをご覧ください。

公民館まつりの初日は、ダンスパーティーを2日目はカラオケサークルによる恒例のカラオケ大会や絵手紙、書道、手工芸などの作品展示発表会や販売。続いて3日目は、舞台発表、作品展示発表会、販売等を行い、舞台発表では23のサークルが発表し、幼児から大人まで幅広い年齢の方が出演され、一年間の活動の成果を生き活きと発表されておりました。

なお、3日間の来場者は1,998人でございます。

番号4 市立文化会館ふれあいまつりの結果について

説明者 東田生涯学習課長補佐

諸報告資料の14ページから15ページをご覧ください。

ふれあいまつりは、28年3月12日（土）と13日（日）にかけ市立文化会館で開催いたしました。

両日とも、書道、絵画、はがき絵、写真、篆刻、園芸、フラワーアレンジ、ガラスアート作品、手編み作品や洋裁作品の展示や販売、模擬店での軽食等の販売がありました。

初日は一日体験教室として、エアロビクスや社交ダンス、詩吟、折り紙、競技かるたを、2日目は「あそびのひろば」として、バルーンアートや昔あそび、紙工作などの、昔懐かしいあそびの体験や、日用品のバザーもあり、一日体験教室としては、民謡三味線の体験やふれあい歌謡教室で懐かしい歌を合唱しました。

2日間で22サークルが5部屋で作品展示をし、17サークルがホールで舞台発表をし、2日間の来場者は2,418名でございます。

番号5 第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について

説明者 三宅子育て支援課長

本件につきましては、国における法制度の改正や大阪府の「第三

次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を踏まえた上で、ひとり親家庭等の置かれた現状やニーズを把握し、第2次計画に引き続き、ひとり親家庭等に対する支援を総合的に展開していくため、「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものでございます。

計画の策定にあたりましては、27年5月以降、庁内課長級で構成される庁内検討委員会を4回、学識経験者、福祉団体の代表、市民団体の代表、関係団体の代表、市民の代表、関係行政機関の職員で構成される審議会を4回にわたり開催し、計画の内容について熱心にご議論をしていただくとともに、広く市民の方等からご意見をいただくため、本計画（素案）に対するパブリックコメントを実施いたしました。

それらのご意見を十分に踏まえた計画としております。

まず、計画の内容に入ります前に、28年門真市教育委員会第2回定例会において、本計画（素案）に対する意見募集の結果をご報告させていただきましたが、いただいたご意見の内容のみのご報告でしたので、それに対する市の考え方について説明をさせていただきます。

諸報告17ページをご覧ください。

まず、1つ目のご意見ですが、25ページの推進施策の中で、③各種相談事業の推進においても、「女性サポートステーションWE S S」の女性相談について記載してほしいとのご意見を受けました。

これに対する市の考え方としましては、各種相談事業につきましては、すべての事業を掲載することを検討いたしましたが、非常に多岐にわたることを踏まえ、策定委員会・審議会での議論により、すべてを総括した掲載内容とさせていただきました。また、各種相談事業の推進につきましては、アンケート調査の結果より、各事業に関しての周知が十分行き届いていないことから、女性サポートステーションWE S Sでの相談を含むすべての事業に関して、個別の周知啓発をはじめ、関係機関の連携強化に努めることを推進施策とさせていただきましたという内容で、回答させていただくこととしております。

次に、2つ目のご意見ですが、50ページの資料編の、女性のための相談に関して、古い情報となっているとのご指摘を受け、適切に修正しております。

次に、3つ目のご意見ですが、ひとり親の就労支援、自立支援にとって、大阪府母子寡婦福祉連合会に頼らない門真市独自の日常生活支援事業の実施は急務かと思えますし、子どもの教育支援として国から提示のあった塾代助成事業の実施、門真市母子福祉会の若松会を担う人材の育成など、具体的な施策への取組についても、言及していただけたらと思います。

これに対する市の考え方としましては、関係機関等と調整を図るとともに、ニーズの把握を行うなど、調査・研究してまいりますという内容で、回答させていただくこととしております。

以上がパブリックコメントに対する市の考え方のご報告であります。

それでは、「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画」の概要について、ご説明いたします。

別添資料「門真市ひとり親家庭等自立促進計画」(案)をご覧ください。

表紙を1枚めくっていただきまして目次をご覧ください。

本計画は、第1章から第5章まで、そして資料編で構成しており、第1章は、「計画の策定にあたって」、第2章に「ひとり親家庭等を取り巻く状況」、第3章に「計画の基本的な考え方」、第4章に「施策の展開」といたしまして、具体的な実施施策を、第5章には、「計画の推進」、最後に「資料編」を記載しております。

具体的な内容といたしましては、第1章が1ページから4ページまでとなっており、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の対象、計画の期間、計画の策定体制を記載しています。

続きまして、第2章は、5ページから18ページとなっており、第2章には、ひとり親家庭等を取り巻く状況として、人口や世帯の状況、婚姻・離婚の状況、また国勢調査や市内関係各課の情報に加え、27年7月に実施した市民アンケート結果から見えたひとり親家庭等の実態等を記載しております。

第3章は19ページから23ページとなっており、基本理念、基本的な視点や、計画の基本方向について記載をしております。なお、19ページの基本理念につきましては、「ひとり親家庭等の社会的な自立と子どもの健やかな育成に向けて」としてしております。基本理念の考え方としましては、地域社会や企業等と一体となって、子育てと生計を一人で担っているひとり親家庭の親が、自らの力を発揮し、安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てるこ

とができるまちづくりをめざすものとしております。

また、計画の基本方向としましては、基本方向1に「情報提供・相談支援の充実」、基本方向2に「就労への支援」、基本方向3に「生活や子育てに対する支援」、基本方向4に「子どもが健やかに育つ環境づくり」、基本方向5に「養育費の確保及び面会交流に向けた支援」、基本方向6に「経済的な支援」、基本方向7に「ひとり親家庭等を地域で支えるまちづくり」としております。

24ページから41ページまでの第4章では、これら7つの基本方向において、それぞれ「施策の展開」としまして、「国や社会の動向」、「第2次計画期間中の主な実施施策・事業」、「アンケート調査の結果」をまとめ、それぞれの基本方向ごとに基本方針を定め、具体的な推進施策を記載しております。

24ページをご覧ください。

24ページからの基本方向1では、就業をはじめ、子育て、健康に関することなど、ひとり親家庭等の多様な不安や悩み、相談に対応するため、相談支援体制の充実に引き続き努めるとともに、地域と一体となった支援体制の構築を図ることを基本方針に定め、実施施策として情報提供の充実や母子・父子自立支援員による相談事業の推進、各種相談事業の推進、身近な地域での見守りや支援の推進について記載しております。

続きまして、27ページからの基本方向2では、ひとり親家庭等が安定した収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、関係機関や関係団体等と連携し、就労相談や求人情報等の提供を行うとともに、資格取得や就労機会創出のための支援などの就労支援体制の充実に図ることを基本方針に定め、実施施策として就労に向けた相談支援及び情報の提供、就労・能力開発のための支援、保護者の学び直しの支援の検討や就労機会創出のための支援などについて記載しております。

続きまして、30ページからの基本方向3では、ひとり親家庭等の親が安心して、子育てや育児と就労の自立ができ、子どもの健やかな育成が図れるよう、多様な子育て支援事業の提供や日常生活の支援、親と子の健康づくりに向けた各種事業の推進、住まいの確保など、生活全般における支援体制の充実に図ることを基本方針に定め、実施施策として子育て支援事業の提供・充実、日常生活の支援、健康づくり・食育の推進、住まいの確保について記載をしております。

続きまして、33ページからの基本方向4では、ひとり親家庭等の子どもたちがその置かれている環境にかかわらず、健やかに成長するよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均等を図るとともに、学習習慣の定着を図るための支援など、子ども自身への支援に取り組むことを基本方針に定め、実施施策として、子どもの就学支援、学習習慣の定着、次代の親としての教育の推進について記載をしております。

続きまして、35ページからの基本方向5では、ひとり親家庭等の子どもが養育費を得られるよう、養育費の支払いについて広く啓発を行うとともに、養育費の確保に向けた相談・支援の充実を図り、面会交流を円滑かつ継続的に行うための手続きについて適切な助言、相談等を行うことを基本方針に定め、実施施策として、養育費に関する広報・啓発活動の推進、養育費の確保に向けた相談支援、面会交流に向けた相談支援について記載をしております。

続きまして、37ページからの基本方向6では、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進ならびに児童の福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度についての情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の推進を図ることを基本方針に定め、実施施策として各種制度の周知と適正な利用促進、児童扶養手当の適正な給付、母子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費助成について記載をしております。

続きまして、39ページからの基本方向7では、ひとり親家庭等が社会を構成する一つの家族形態として尊重され、就職差別や住居制約等により人権が侵害されることのないよう、あらゆる人権が尊重される社会の実現をめざすべく人権教育・啓発を進めるとともに、子どもの人権の尊重及び健やかな成長のため、地域ぐるみの虐待予防、見守り支援体制づくりを進めることを基本方針に定め、実施施策として人権教育・啓発の推進、事業者に対する啓発の推進、児童虐待の防止、地域で支える子育て支援について記載をしております。

続きまして、42ページからの第5章 計画の推進として、計画策定後の推進体制や進行管理、施策の進捗状況を測る指標についてなどを記載をしております。

次に、44ページから73ページまでは資料編を掲載をしております。

44ページには、計画策定の経過を、45ページには、計画の策定

体制として「門真市附属機関に関する条例」、「門真市附属機関に関する条例施行規則【抜粋】」を47ページには、「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画審議会委員名簿」、「諮問書」を48ページには「答申書」を、49ページには、「門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会設置要綱」、「第3次門真市ひとり親家庭等自立促進計画策定委員会 委員名簿」を、50ページから52ページには、「ひとり親家庭等にかかわる主な事業」を、53ページから73ページには、「ひとり親家庭等の生活と意識に関する調査」のその他の結果を掲載しております。

—すべての報告が終了—

桜井委員： 第3次門真市ひとり親家庭自立促進計画、充実したものを作っ  
ていただきましてありがとうございました。

ひとり親家庭の一番の困難は、お金が厳しい、経済的なことだと思います。その中で事業者に対する啓発推進ということで、企業が優先的にひとり親家庭に就労を提供できるようにというのが求められていると思うのですが、それに対する今後の誘導施策とか、市の方向性はどのように考えておられますか。

三宅子育て支援課長： 以前桜井委員から、産業振興課との連携についてご質問いただきましたが、今回庁内委員会に、産業振興課も委員として参加いただいております。個別の協議としまして、雇用機会の創出というところで、具体的にひとり親家庭の方を就労するような雇用の創出については、まだ門真市内の企業について、そこまでの施策というところでは及んでいないところなのですが、それを見据えた企業の活力を進めていくところでは、一緒にしていくことで、今お話をさせていただいているところです。

土川委員： 市の方で、ひとり親家庭のことについていろいろ考えていただ  
いてありがたいなと思っています。

門真市母子寡婦福祉会としましても、今までも困難なことがあり  
ましたけれども、動いていかないといけないなと思いました。

桜井委員： 教育委員会というか、学校との関わりで、ひとり親家庭の全体  
の中で、子どもの年齢がどの辺りが多いか、どの資料でみたらいい

いですか。

5年前は6歳未満が多かったのが、今減っているということは、小学校、中学校に上がっているということだと思のですが。

ひとり親家庭の扶養している子ども年齢が、6歳未満が5年前は多かったのが、現在減っているということは、6歳以上になっているということですね。それが本市の小学校、中学校に通学されていると思うのですが。だから連携ができているというように考えるのですが。その辺りの年齢の層はどこ資料を見たらいいのですか。

三宅子育て支援課長： 資料集にはそこまで載せてはいないのですけれども、アンケート結果の調査個別で出しているものがあるのですが、それを見れば分かると思いますので、また確認して報告させていただきます。

桜井委員： 今必要なのは、学校とひとり親家庭の子どもたちの状況との歩み寄りですので、資料だけではなくてもう少し動くように願っています。

三宅教育長： 立派なものができるけれども、これを実際に動かしていかないとと思しますので、よろしく願います。

三宅教育長

閉会宣言 午後3時32分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教育長 三宅 奎介

署名委員 桜井 智恵子